

○総務省告示第千三百四十二号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三条第一項の規定に基づき次のとおり認定適合性評価機関を認定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月十四日

総務大臣 竹中 平蔵

- 一 名称 株式会社ユーエルエーペックス
 - 二 住所 三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六
 - 三 国外適合性評価事業の区分 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第二条第八項第一号の国外適合性評価事業
 - 四 対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲
 - イ 対象とする特定輸出機器の範囲
- (1) 通信端末機器（公衆電気通信回線との接続において電波を使用するものを除く。）

(2) 無線機器

- (i) 短距離無線機器（欧州規格（以下「EN」という。）三〇〇―一二二〇―三、EN三〇〇―三三〇―二、EN三〇〇―四四〇―二又はEN三〇〇―四八九―〇三の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）
- (ii) 二・四GHz帯ワイドバンド送信システム（EN三〇〇―三二八、EN三〇〇―三二八―二又はEN三〇〇―四八九―一七の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）
- (iii) GSM方式携帯電話（EN三〇〇―四一九―一、EN三〇〇―四一九―二、EN三〇〇―四一九―三、EN三〇〇―四一九―七、EN三〇〇―四八九―〇七又はEN三〇〇―五一―の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）
- (iv) ワイヤレスマイク（EN三〇〇―四二二―二、EN三〇〇―四五四―二、EN三〇〇―三五七―二又はEN三〇〇―四八九―〇九の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）
- (v) 五GHz帯無線LAN（EN三〇〇―四八九―一七又はEN三〇〇―八九三の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

ロ 業務の範囲

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律

総務省

施行規則（平成十三年

経済産業省

令第三号）第三条第一項第一号イに規定する附属書3及び4の業務

に限る。